平成３０年（フ）第１６５５号
東京都足立区皿沼２丁目20―15―301
債務者　玉村　哲雄
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６０号
東京都新宿区北新宿３丁目15―８
債務者　安田　由紀
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６１号
東京都杉並区方南１丁目16―８―405
債務者　早田真衣子（旧姓永末）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６６４号
東京都世田谷区鎌田４丁目２―11―103
債務者　佐藤　由香
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６７０号
東京都板橋区徳丸１丁目48―11―105
債務者　星　　舞香
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５４４号
名古屋市中村区五反城町３丁目32番地　シャトー五反城501、従前の住所名古屋市中村区城屋敷町２丁目３番地の２
破産者　田口　博貴
1　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
2　一般調査期日　平成30年５月24日午後１時40分
平成30年３月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０１号
堺市南区新檜尾台４丁４番12号
破産者　天然石工房健王こと　岡本　昌典
1　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで
2　一般調査期日　平成30年５月28日午前10時30分
平成30年３月19日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１４号
神戸市須磨区飛松町２丁目３番18―1002号、開始決定時の住所神戸市須磨区平田町２丁目３番22―402号
破産者　吉見　健一
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午前10時30分
平成30年３月19日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３２号
兵庫県姫路市下寺町46番地
破産者　内海　典子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月24日まで
2　一般調査期日　平成30年６月21日午前10時
平成30年３月20日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４２９５号
大阪市東成区東中本２丁目２番９―302号、開始決定時大阪府東大阪市俊徳町５丁目10番29号
破産者　香川　七郎
1　破産債権の届出期間　平成30年４月25日まで
2　一般調査期日　平成30年６月４日午後２時
平成30年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３７号
さいたま市南区太田窪５丁目14番13号　シャトルユー　102号室
破産者　田中　　宏
1　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
2　一般調査期日　平成30年５月21日午後３時30分
平成30年３月19日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
埼玉県越谷市大成町６丁目132番地１
破産者　株式会社鈴木鶏卵ＧＰセンター
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年６月１日午前11時45分
平成30年３月19日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
鹿児島県姶良市加治木町反土1988番地26
破産者　中原　義昭
1　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後１時30分
平成30年３月20日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第７９号
山口県下松市瑞穂町３丁目10番16号
破産者　澄川　賢治
異議申述期間　平成30年５月８日まで
平成30年３月20日　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第８０号
山口県下松市瑞穂町３丁目10番16号
破産者　澄川　一子
異議申述期間　平成30年５月８日まで
平成30年３月20日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０１８号
東京都千代田区神田須田町１丁目32番地
清算株式会社　山村商事株式会社
代表清算人　遠藤　和宏
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０２１号
東京都港区六本木７丁目15番７号
清算株式会社　株式会社ジェイ・ワン・インベストメンツ
代表清算人　森泉　浩一
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第３７号
埼玉県川口市本蓮１丁目10番23号
清算株式会社　テイシン金属株式会社
代表清算人　鈴木　泰宏
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部